

臺地の西の裾で、発見者たる渡邊晋吉氏の居宅の背後の一隅に當つて(第四圖)、現在削り取られてや、崖状を呈し、上邊に三四の横穴の遺存する部分に沿つて、いまは菜園となつてある。幅六米に近い右の地區は鐵道工事の爲に五米程も採土されたところで、その際にたまたま見出されたのであつた。實地に就いて渡邊氏から様子を聞き糺すと、當時既に表面に墳丘など全く認められなかつたが、もとの地表からかなり下—現在の地面よりやゝ上位—に南北の方向から三十度東に偏位した細長い區劃の形迹が約八米を距て、相並んでいて、鏡はその西の一方に遺存したと言ふ。その狀況も氏が古物に興味を持つて、工事の際自からその顯出に従つたので略ぼ知られるのである。即ち長さ四・五米もあつたろうと言ふ細長いこの部分は、周圍とやゝ土質が違つて、自から所謂古式古墳—堅穴式—の主体たることを示すもので、鏡はその西邊に近く完形を保つて遺存、更に鏡の東北方、長軸に沿つて片側に鐵刀、彎等の馬鐵槍身が點々と遺存したのであつた。するとこれもまた所謂古式古墳に通じて見るところである。序に擧げるが、東方の相似た一つでも、その東邊から碧玉の管玉・水晶の切子玉、玻璃の小玉類が見出されて、いまもその大部分を渡邊氏が保存している。

もと西枕に伸展葬された頭邊に副葬してあつた本古鏡をはじめ他の品々に對しては、氏が保存の上で留意して、手許にとどめたが、出土を傳へ聞いて訪れる好事家に依つて、それが鐵器の故でもあつたろうが、すべて氏の手から離れて、鏡なり馬具類は日田市の岡田義勇氏の有に歸したとのことである。従つて鏡以外の副葬品に就いても記憶のよい渡邊氏のかたるところに従つて、鐵刀は三つに折れていて、細身のあまり長くない直刀であつたと見られ、また彎は丸形の鏡板(鐵)のもので、他に角形をした金屬製品を伴つたものであつた。最近同じ玉林氏が賣したその馬具の一部と云う雲珠(辻金物)二個は、中央に管具を嵌め飾つたものである。それ等殊に辻金物の作りより見ると時代は五世紀を遡らないものである。然らば遺跡の營まれたのはこの馬具から推される時期を遡らず、またその構造副葬品よりして特に有力者のものであつたとも考えられないのである。この點からすると中國前漢時代の同種の鏡として優れたものが現實に出土したことは、鏡が造作されて此の國に舶載されてから、異域の珍寶として珍重、久しく傳世したことを物語るものであり、同時に、この優れた遺品の舶載の上に中國文物の傳來の古いことが強く意識されることである。

國 華		八五三號
昭和十八年四月一日 發售		定價 金七百圓
編 集 國華社內國華編集委員會		
發 行 者 山川武祐		
木版兼コロタイプ印刷 菊川京三		
本文印刷 精興社		
~~~~~		
發 行 所	東京 都田谷區 鳥山町五三番地 國華社	
	東京 都八王子區 電話(四)四三三四	
發 賣 所	東京 都千代田區 有樂町二丁目三番地	
	大阪 市北區中之島 電話(四)三三三一 朝日新聞社	
	大坂 市五區中之島 電話(四)一三一	

© 朝日新聞社 1963年